

予算額等	現状	見直し内容 (P T 試案)
<p>1 24年度予算(通年見込み) 100 百万円 (52) 24年度暫定予算 37 百万円 (29)</p> <p>2 24年度P T 試案 100 百万円 (52) 25年度P T 試案 0 百万円 (0) 26年度P T 試案 0 百万円 (0)</p> <p>3 効果見込額 24年度 0 百万円 (0) 25年度 100 百万円 (52) 26年度 100 百万円 (52)</p> <p>※ () は一般財源</p>	<p>1 事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学・高校生等を対象とした団員による吹奏楽指導で次代の音楽文化の担い手を育成する ・ 乳幼児から高齢者まであらゆる層の市民に生の音楽演奏を聴く機会を提供し、芸術文化の普及・振興を図る <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 音楽団事業 <ul style="list-style-type: none"> ①幼稚園・小学校を対象とした「合同音楽鑑賞会」の開催、中学・高校生を対象とした吹奏楽指導の実施 ②「たそがれコンサート」等の自主事業や各団体の依頼演奏・共催イベントでの演奏 ・ 音楽堂貸し出し事業 <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止の効果額は52百万円 (物件費と収入の差額) である ・ 別途、職員44人の人件費(410百万円(平成23年度予算・事業主負担含む))がかかっている <p>〕</p> <p>3 事業開始年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大正12年度 	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政としての役割の整理を図る <p>2 見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止 <p>3 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度 <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 音楽士について配置転換先を検討する必要がある ・ 地方自治体で専門吹奏楽団を保有しているのは大阪市のみ

予算額等	現状	見直し内容 (PT 試案)
<p>1 24年度予算(通年見込み) 562 百万円 (561) 24年度暫定予算 502 百万円 (501)</p> <p>2 24年度PT試案 562 百万円 (561) 25年度PT試案 562 百万円 (561) 26年度PT試案 33 百万円 (33)</p> <p>3 効果見込額 24年度 0 百万円 (0) 25年度 0 百万円 (0) 26年度 529 百万円 (528)</p> <p>※ () は一般財源</p>	<p>1 事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の主体的な学習活動を支える環境の充実と、「まなび」と行動が循環する生涯学習社会づくりを支える「市民力」の育成を通じて、「まなび」を基本とした教育コミュニティづくりを推進するとともに、循環型の生涯学習社会の実現をめざす <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市的な生涯学習推進の「中核施設」である総合生涯学習センターと4つの市民学習センターが、市内を5ブロックに分け5つの「拠点施設」として「広域」を統括し、24の「区域」及び区のもとにある297の小中学校区の学習圏での学習活動を支援する ・生涯学習情報誌や生涯学習情報提供システム等による学習情報の提供、学習相談、市民ボランティアの養成、現代的・社会的課題を中心とした学習機会の提供、市民グループ・NPO等との協働事業などを行う ・市民の自主的な学習活動の場(貸室)を提供する <p>3 事業開始年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年度 	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎自治体で実施すべき施策であるが、新たな基礎自治体ごとに保有するような施設ではない ・施設ありきで考えるのではなく、限られた財源のもとでの施策効果の最大化を図る ・学習機会の提供は民間のカルチャーセンター等に任せ、地域の学習支援は本市他施設や民間施設を活用して実施するなど、効果的・効率的な事業執行を行う <p>2 見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合生涯学習センター、市民学習センターを廃止 ・必要に応じて民間実施の講座等への助成を行い、地域の学習支援事業の実施にあたっては、民間施設の活用も図るなど、施設ありきの展開からソフト事業へと転換する <p>3 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度 <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度(利用料金制、～平成25年度) ・生涯学習の場を提供する専門施設を行政が持つ必要があるか?

予算額等	現状	見直し内容 (P T 試案)												
<p>1 24年度予算(通年見込み) 1,053 百万円 (1,033)</p> <p>24年度暫定予算 878 百万円 (878)</p> <p>2 24年度 P T 試案 878 百万円 (878)</p> <p>25年度 P T 試案 878 百万円 (878)</p> <p>26年度 P T 試案 0 百万円 (0)</p> <p>3 効果見込額 24年度 175 百万円 (155)</p> <p>25年度 175 百万円 (155)</p> <p>26年度 1,053 百万円 (1,033)</p> <p>※ () は一般財源</p>	<p>1 事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動の振興及び住民の福祉の増進を図るとともに、多世代の市民による地域を越えた交流を促進し、もって市民の生きがいや人権が尊重され、心豊かで活力あるまちづくりの推進に寄与すること <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域内の3施設(人権文化センター、青少年会館、地域老人福祉センター)、市内合計32施設を廃止し、平成22年4月に市民交流センター(10施設)として開設した ・なお、人権文化センターの相談事業・人権啓発事業は、人権啓発・相談センターに集約した ・多世代の市民の地域を越えた交流の促進に関する事業、コミュニティづくりに関する事業、公益的な活動を行う市民活動を育成するための事業及び貸室事業を実施している ・管理運営経費 878 百万円 ・改修整備(外壁、電気設備等) 175 百万円 <p>3 事業開始年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 	<p>1 見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用状況は全館平均で50%程度にとどまっており、利用者も区内居住者が半数を超え、年齢層では60代以上が約4割を占めるなど、施設の設置目的である「多世代の市民による地域を越えた交流の促進」が図られているとは認められないため、指定管理期間終了後の平成26年度に条例施設としての供用を廃止する <p>2 見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例施設としての供用廃止 ・改修は緊急度が高く、安全性維持のため必要なものに限定して実施 <p>3 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度(指定管理期間終了後) <p>【市民交流センターで実施中の他の事業】</p> <table border="1" data-bbox="1193 996 1954 1329"> <thead> <tr> <th>所管局</th> <th>事業名称</th> <th>市民交流センター以外での実施場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉局</td> <td>高齢者等地域活動支援事業</td> <td>市民交流センターのみで実施 平成26年度廃止 (▲154百万円)</td> </tr> <tr> <td>こども青少年局</td> <td>不登校児童通所事業委託事業</td> <td>こども相談センター等 市民交流センター廃止後は他の場所での実施</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>識字学級事業</td> <td>生涯学習センター、小学校等市民交流センター分は 平成26年度廃止(▲4百万円)</td> </tr> </tbody> </table>	所管局	事業名称	市民交流センター以外での実施場所等	福祉局	高齢者等地域活動支援事業	市民交流センターのみで実施 平成26年度廃止 (▲154百万円)	こども青少年局	不登校児童通所事業委託事業	こども相談センター等 市民交流センター廃止後は他の場所での実施	教育委員会事務局	識字学級事業	生涯学習センター、小学校等市民交流センター分は 平成26年度廃止(▲4百万円)
所管局	事業名称	市民交流センター以外での実施場所等												
福祉局	高齢者等地域活動支援事業	市民交流センターのみで実施 平成26年度廃止 (▲154百万円)												
こども青少年局	不登校児童通所事業委託事業	こども相談センター等 市民交流センター廃止後は他の場所での実施												
教育委員会事務局	識字学級事業	生涯学習センター、小学校等市民交流センター分は 平成26年度廃止(▲4百万円)												

【主要検討項目】 地域福祉活動支援

(整理番号 63,65,105,107)

見直し分類:①施策・事業の廃止・役割終了 ア 民間移管(行政の役割としては不要)
②施策・事業の再構築 ア 区長による再構築

予算額等	現状	見直し内容 (P T 試案)
<p>1 24年度予算(通年見込み) 1, 289 百万円 (1, 203) 24年度暫定予算 438 百万円 (417)</p> <p>2 24年度P T 試案 1, 289 百万円 (1, 203) 25年度P T 試案 240 百万円 (161) 26年度P T 試案 240 百万円 (161)</p> <p>3 効果見込額 24年度 0 百万円 (0) 25年度 1, 049 百万円 (1, 042) 26年度 1, 049 百万円 (1, 042)</p> <p>※ () は一般財源</p>	<p>1 事業目的 ・地域におけるネットワークを生かし、支援を必要とする地域住民の発見(安否確認)、見守りや関係機関へのつなぎ等を行い、地域福祉の推進を図る</p> <p>2 事業内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>【地域生活支援事業】(委託・平成23年度予算710百万円) 開始:平成17年度</p> <p>・おおむね中学校区に1名の地域生活支援ワーカーを各区社会福祉協議会に配置(体制)スーパーバイザー24名・嘱託103名・連絡調整1名</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>【地域福祉活動推進事業】(補助・平成23年度予算392百万円) 開始:平成3年度</p> <p>・小学校区を単位とした地域社会福祉協議会や地域ネットワーク委員会による、支援を必要とする地域住民の見守り・相談(各ネットワーク委員会事務局315地域に推進員を1名配置(年1,200千円以内)) ※別途、地域の活動経費は「地域交付金」として補助 (参考) 地域社会福祉協議会活動経費 年217千円 地域ネットワーク委員会活動経費 年241千円</p> <p>【比較4市推進員設置状況】 未実施2市</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>【食事サービス事業(ふれあい型)】(補助・平成23年度予算195百万円) 開始:昭和47年度</p> <p>・地域社会福祉協議会が実施する、ひとり暮らし高齢者等を対象として実施する会食・配食サービス(補助額250円/食)</p> <p>【比較4市実施の有無】 未実施3市</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>【老人憩いの家運営助成】(補助・平成23年度予算163百万円) 開始:昭和44年度</p> <p>・小学校区を基本とした、地域の高齢者の自主活動を行う拠点(補助額438千円/ヶ所) ※地域ネットワーク委員会や食事サービスの活動場所として利用 372ヶ所設置。(平成23年度)</p> <p>【比較4市設置箇所数】 横浜市:4ヶ所 名古屋市:1ヶ所 京都市:5ヶ所 神戸市:24ヶ所</p> </div> <p>3 事業開始年度 ・上記事業内容に記載</p>	<p>1 見直しの考え方 ・地域福祉活動にかかる複数の委託・補助事業について、他都市状況を踏まえ比較4市より上回っているものは縮小し、事業目的が他の事業で達成できるものは整理を行う等、本市の関与する度合いを再精査し、見直しを行う</p> <p>2 見直し内容 ・地域生活支援事業については、地域のニーズを検証し、今後の地域における相談支援体制を再構築。地域生活支援ワーカーを国庫補助対象の24名に縮小 ・地域福祉活動推進事業については、ネットワーク推進員の事務局機能を、各ネットワーク委員が輪番で対応する等により、ネットワーク推進員を廃止 ・食事サービス事業(ふれあい型)については、安否確認手段を会食・配食に限定する必要性はないため廃止。なお、真に食事サービスの提供を必要とする方に対しては、食事サービス事業(生活支援型)で対応。また、安否確認については、地域社会福祉協議会で実施している「ふれあい喫茶」の拡充等により対応 ・老人憩いの家については、地域集会所と同様、利用者負担を求める等により自主運営を図ることとし、運営助成を廃止</p> <p>3 実施時期 ・平成25年度</p> <p>4 留意事項 ・地域福祉活動推進事業のうち、地域支援システムにかかる事務局経費は残す ・老人憩いの家とは別に、地域集会所が374ヶ所あり(うち、老人憩いの家との合築施設は264ヶ所)</p>